

財務省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、令第一号  
国土交通省、環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十一日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 石原 伸晃

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

財務省、厚生労働省、  
食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年農林水産省、経済産業省、令第三号）  
国土交通省、環境省

)の一部を次のように改正する。

別記様式の表11中「から平成24年度まで」を「以降」に改め、同様式の備考13を次のように改める。

13 表10の「基準実施率(%)」の欄には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)第2条に規定する基準実施率を記入すること。

なお、平成25年度以降の基準実施率については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。

また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。

同様式の備考15を備考16とし、備考14を備考15とし、備考13の次に次のように加える。

14 表11において、平成25年度以降については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。